

■初級／中級講座の違いについて（2021 年 8 月最新情報）

＊専攻科講座を除きます

- 初級講座

{
 そもそもどうという考え方で出来ている方法かを知る、上達するための主幹～補助的方法に出会う、各々の方法のやり方と効果を知る
- 中級講座

{
 ・より深く、より精確に身につくように、裏テクや奥義をつかむコツを活用し、粘り強く、方法が分かるまで、使いこなし、身に付けるまで教える
 ＊初級では取り扱えない、中級だからこそ指導できる、奥深さをもった多様な方法を教える

※中級講座の最新状況

現在は、以前存在した「同名初級講座を受講済みでなければ中級を受講できない」という制限はありませんので、中級を受講される方が、同名講座の初級に含まれる基本的な重要情報を部分的に、または全く知らないという場合があります、また初級を受講していながら忘れてしまっている場合もあり得ます。

講師＝高岡英夫は、この状況を踏まえて、中級講座の中で、可能な限り基本情報の解説や利用を、中級講座としての本質を失うことなく行っています。そうすることで、初級未受講で中級を初受講される方、初級受講済みで中級に進んでこられた方、すでに中級が複数回目の参加になる方など、どなたにとっても楽しく有意義な講座となるよう、努めています。

また、「達人化10年ミッション」がますます進む中、中級講座も広がりや深まりをますます進めていますが、映像講座化したことで、生講座（会場で集合して行う講座）に比べはるかに明確な情報提供により分かり易い指導になったことと、繰り返し受講が可能となったことがあいまって、格段に中級に挑戦しやすくなっています。

2021年秋期集中講座より講座ナンバー制を導入しましたが、同名・同ナンバーの講座でも、初級と中級では基本的に異なる課目が指導されることを、ご了解ください。なお、どのナンバーの初級講座を受けても、目的が同じという理由で必ず同名中級講座にプラスになりますので、その点をご安心ください。

■集中講座に参加される方へのご注意とお願い

- ・講座の目的
当研究所開催講座の目的は、参加者ご自身の身体と脳機能を改善・鍛練するためのトレーニング方法を学んでいただくことであり、病気・障害等を改善したり、病気・障害等の治療方法を学ぶことではありません。そのことを充分にご了解の上、ご参加いただきますようお願いいたします。
- ・ご参加条件
ご参加にあたっては、日常生活や仕事が支障なくできること／1時間以上の歩行が問題なくできること／医師等から運動を控えるような指示を受けていないこと／精神疾患をお持ちでないこと／が条件となります。これら全ての条件を満たせない方はご参加いただけませんので、あらかじめご了承ください。
- ・講座に初めてご参加いただく方、及びご参加経験の少ない方へのお願い
より良く内容を理解・習得していただくには、下記のような点にご留意いただくことが必要です。
 - ・日頃からゆる体操を含めた運動総研メソッドによるトレーニングを十分に積んでいただくこと
 - ・講座に関連する高岡英夫の著書がある場合はそれらをお読みいただき、基本的な用語を理解していただくこと

貸出DVD規則

2020年8月1日改定・2020年10月10日名称変更

第1条 (正当な目的の借用)

貸出DVD(以下「DVD」)は、運動科学総合研究所(以下「運動総研」)の教授する高度なトレーニング法の学習・鍛練を善良な意思をもって熱心に継続している者(以下「本人」)が、映像を通じ学習・鍛練を行う目的でのみ借用することができる。この目的以外の目的でDVDを借用することはできない。

第2条 (送付先の限定および送料負担)

DVDの貸出時送付先は日本国内に限るものとし、貸出時の送料は運動総研が、返却時の送料は本人が負担することとする。

第3条 (キャンセル期限)

申込受付期間最終日の7日後の18時までに運動総研に連絡した場合にのみ、申し込み済みのDVDのキャンセルをすることができ、この場合のキャンセル料は無料とする。この期限を過ぎた場合にはキャンセルはできず料金は全額納入しなければならない。

第4条 (公開講座参加者規約の適用)

DVDは運動総研主催講座の振替授業として貸し出されるものであり、DVDを借り受け視聴することは運動総研の講座受講と同等の行為とする。したがって運動総研の格別の許可を得ている等の特別の場合を除き、DVDに含まれる情報・内容を著作権者たる運動総研に無断で教え、伝達し、指導すること、および内容を複製(コピー、撮影、録音、文書化等を含む)することは一切禁じられている。

第5条 (禁止事項)＊一部第4条と重複する項目があります。

- 次の各項の行為を禁止する。
- 第1項 DVDを本人以外の者に視聴させたり貸与すること。及びDVDを自宅外に持ち出すこと。

- 第2項 DVDを本人以外の者に、相手が個人・店舗・法人を問わずまた有償無償を問わず譲渡すること、及びオークション等に出品すること。
- 第3項 DVDのコピーガードを解除すること及び複製(コピー、撮影、録音、文書化等を含む)すること。
- 第4項 DVDの内容をパソコン等機器(スマートフォン・タブレット等を含む)への取り込み等、デジタルデータ化すること。

第6条 (返却義務)

DVDは運動総研の指定する返却期限日時までに到着するよう送料を本人負担の上書留郵便または宅配便により返却しなければならない。

第7条 (罰則)

- 本人が本規則に違反した場合、以後運動総研の一切の講座に参加する権利を失い、また損害賠償の責を負うものとする。
- DVDが返却期限日時までに返却されなかった場合、本人は運動総研にDVD貸出料金の2倍相当額を支払わなければならない。

第8条 (免責)

運動総研は本人に対し、DVDの使用目的への適合性の保証、使用結果についての的確性や信頼性の保証、第三者の権利侵害及び瑕疵担保義務も含め、いかなる責任も一切負わない。

第9条 (信義誠実の原則)

その他本規則に定めのないことについては、本人は信義誠実の原則にのっとり行動するものとする。

以上